

## 令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年1月10日（火） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員  | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 |             |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 小川 史江

主査 補 山田 亮

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- |       |                              |    |
|-------|------------------------------|----|
| 議案第1号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について   | 2件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について   | 3件 |
| 報告第3号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について       | 1件 |

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

4番、川村 誠司委員、

6番、石原 和弘委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。

山田芳裕班長より総括報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

浅海 議長

10番、山田芳裕班長

山田 班長

2班の現地調査の報告をいたします。

12月27日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1件です。

2班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

浅海 議長

それでは、議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、でございます。

申請地は、畑1筆、面積1,333平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取申出を行うために提出されたものです。

買取申出事由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

買取申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

奥山 委員

議長

浅海 議長

2番、奥山喜和子委員

奥山 委員

議案第1号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について報告いたします。

申請地は、畑1筆、面積1,333平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買取申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。  
皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書4ページから5ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について3件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。  
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 2月 7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司